

秋田市再犯防止推進計画

(案)

令和 年 月

秋 田 市

目 次

第1章 再犯防止推進に関する動向について 1

- 1 これまでの再犯防止推進に関する取組について
- 2 再犯防止推進法の施行について
- 3 法施行により期待されること
【参考情報】秋田市における再犯防止の現状等

第2章 計画の基本的事項 6

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画策定の目的
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の対象者
- 5 計画期間
- 6 基本方針および重点課題
- 7 施策体系一覧表

第3章 取組の内容 10

- 重点課題 1 就労と住居の確保による支援
- 重点課題 2 保健医療・福祉サービスの提供による支援
- 重点課題 3 学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進
- 重点課題 4 民間協力者等の活用の促進、広報・啓発活動の推進

第4章 計画の推進体制 18

- 1 推進体制
- 2 進行管理

第5章 資料編 19

第1章 再犯防止推進に関する動向について

1 これまでの再犯防止推進に関する取組について

これまでには、法務省等の専門機関が、犯罪をした者等に官民の支援を受けられるよう調整していた。

しかし、犯罪をした者等が生活支援や保健医療、修学機会等の行政サービスを受けられない（受給方法がわからない）といった課題が生じている。

このため、生活が安定する前に支援が途切れ、再犯事例が増加傾向にある。

2 再犯防止推進法の施行について

このような課題に対応するため、「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月14日法律第104号）」が平成28年12月に公布・施行された。また、同法の規定に基づき、国の再犯防止推進計画が平成29年12月に閣議決定された。

さらに、秋田県の再犯防止推進計画が令和2年3月に策定された。

○法の概要（地方公共団体関連部分）

| 項目 | 内 容 |
|-----------------|---|
| 国等の責務 (第4条) | 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務 |
| 地方再犯防止推進計画(第8条) | 都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務 |
| 地方公共団体の責務（第24条） | 国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の実情に応じ、国の施策を講ずる努力義務 |

3 法施行により期待されること

国と地方公共団体が適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施することで、犯罪をした者等が行政による支援策を幅広く活用できる機会が増加し、再犯防止が期待される。

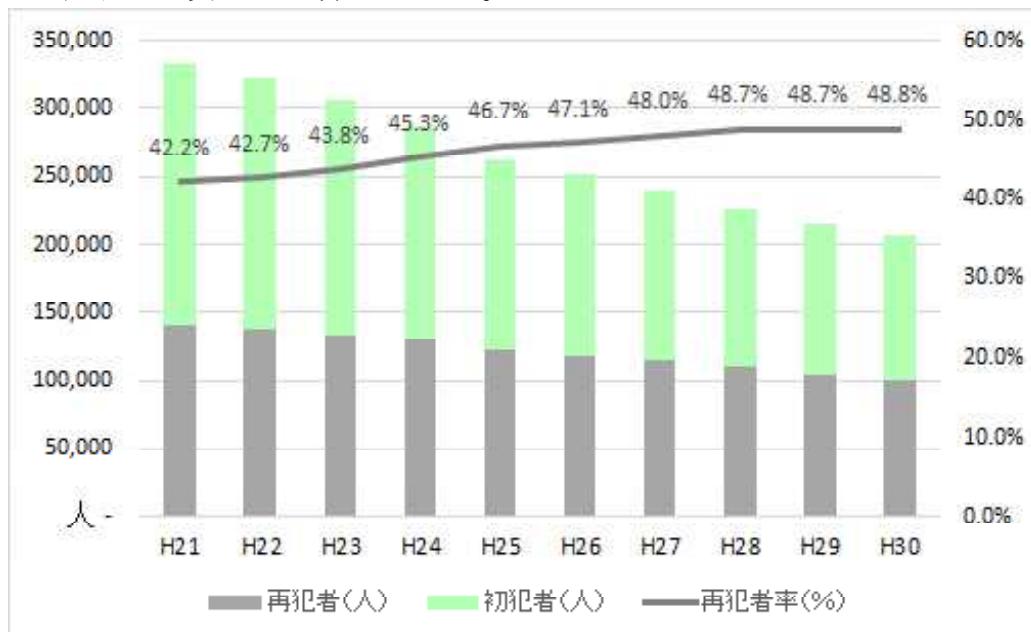
【参考情報】秋田市における再犯防止の現状等

1 刑法犯の再犯者率の推移

(1) 全国の状況

刑法犯の検挙人員は減少している。

初犯者数は減少しているものの、再犯者数は初犯者数ほど減少しておらず、再犯者率は一貫して上昇している。



出典 平成30年版 犯罪白書

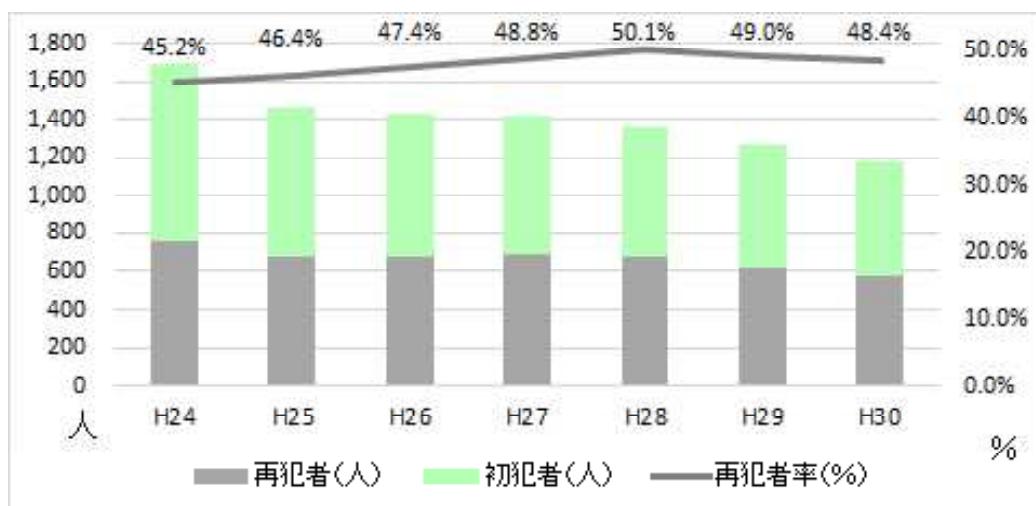
注1 警察庁の統計による。

2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

(2) 秋田県の状況

全国の状況と同様に、再犯者率は40%台後半で推移している。

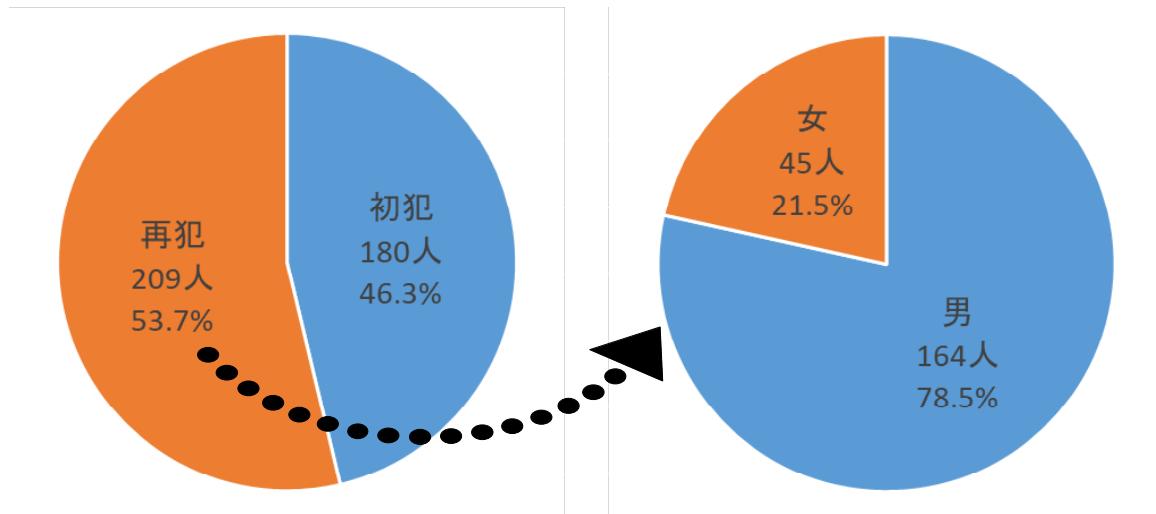


出典 秋田保護観察所提供

注 秋田保護観察所からの依頼に基づく県警察本部の回答による。

(3) 秋田市の状況 [平成30年]

全国および秋田県の再犯者率は40%台後半で推移しているものの、秋田市は54%と再犯者率が高い。また、男性の割合が78%と多い。



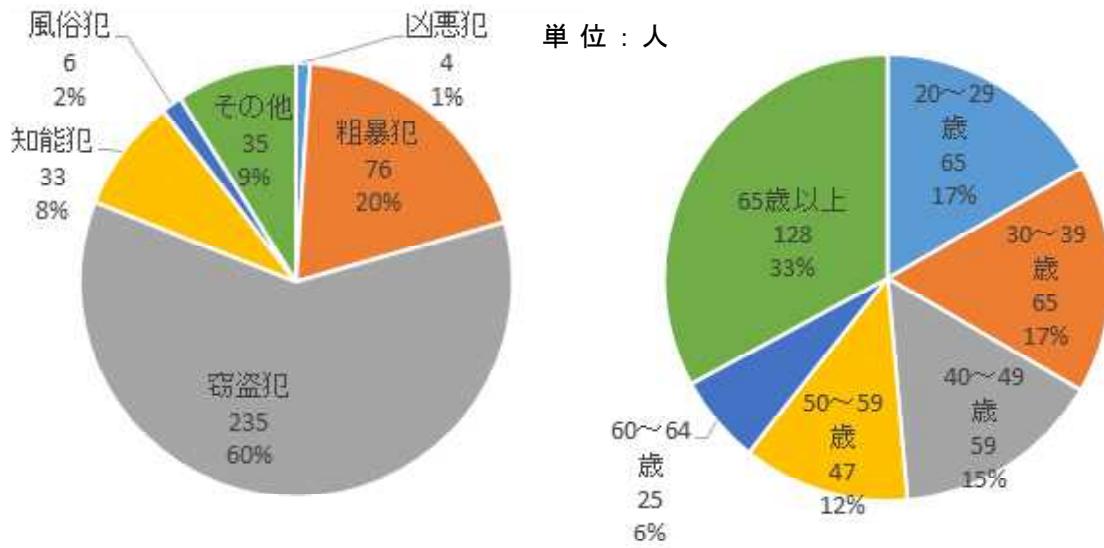
出典 法務省矯正局提供データを基に秋田市作成

- 注 1 「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず前科又は前歴を有する者をいう。
2 犯罪時年齢が20歳以上のものを計上している。

2 秋田市における検挙人員（少年を除く）の状況

(1) 罪種別、年齢別検挙人員

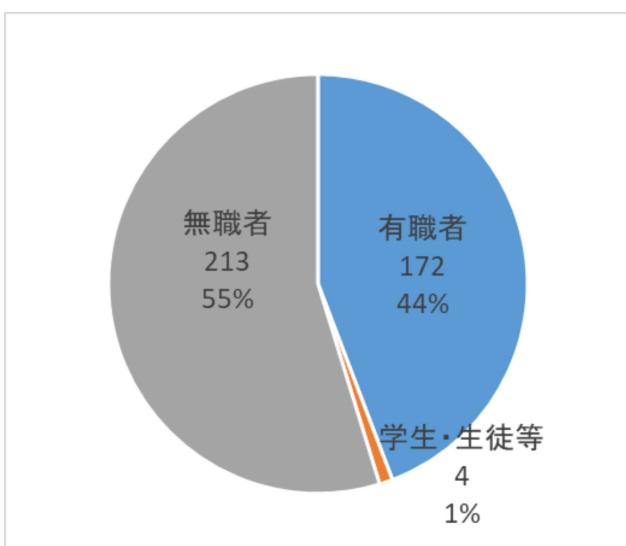
検挙人員全389人のうち、窃盗犯が235人と最も多く、6割となっている。また、65歳以上が128人と最も多く全体の3分の1となっている。



出典 法務省矯正局提供データを基に秋田市作成

(2) 犯罪時の職業別検挙人員

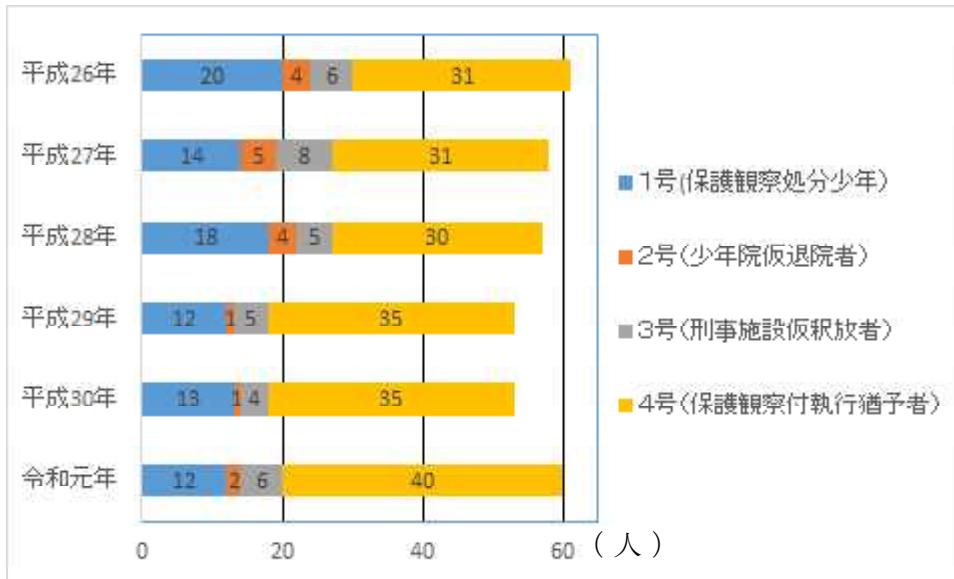
検挙人員全389人のうち、無職者が213人と過半数となっている。



出典 法務省矯正局提供データを基に秋田市作成

3 秋田市における保護観察事件の状況

(1) 保護観察事件係属数の推移（各年末現在）

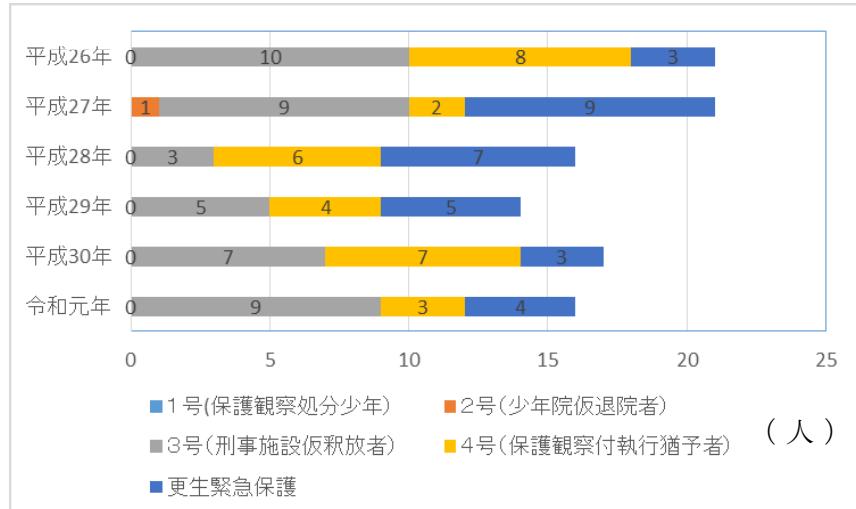


単位：人

| 区分 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 1号(保護観察処分少年) | 20 | 14 | 18 | 12 | 13 | 12 |
| 2号(少年院仮退院者) | 4 | 5 | 4 | 1 | 1 | 2 |
| 3号(刑事施設仮釈放者) | 6 | 8 | 5 | 5 | 4 | 6 |
| 4号(保護観察付執行猶予者) | 31 | 31 | 30 | 35 | 35 | 40 |
| 計 | 61 | 58 | 57 | 53 | 53 | 60 |

出典 秋田保護観察所提供

(2) 更生保護施設秋田至仁会の状況（各年末現在）



単位：人

| 区分 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 1号(保護観察処分少年) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2号(少年院仮退院者) | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3号(刑事施設仮釈放者) | 10 | 9 | 3 | 5 | 7 | 9 |
| 4号(保護観察付執行猶予者) | 8 | 2 | 6 | 4 | 7 | 3 |
| 更生緊急保護 | 3 | 9 | 7 | 5 | 3 | 4 |
| 計 | 21 | 21 | 16 | 14 | 17 | 16 |

出典 秋田保護観察所提供

(3) 特別調整※事件係属数の推移と罪種別内訳（各年末現在）

ア 特別調整事件係属数の推移

単位：人

| 区分 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 特別調整 | 6 | 11 | 7 | 7 | 5 | 6 |
| 特別調整を受ける者の平均年齢 | 60.3 | 64.2 | 68.7 | 73.0 | 62.0 | 60.8 |
| 特別調整を受ける者の最高齢 | 68 | 83 | 80 | 81 | 75 | 77 |

イ 特別調整事件の罪種別内訳（過去5年の年末現在係属分の累計）

| 主な罪種 | 人 |
|----------|----|
| 公務執行妨害 | 1 |
| 住居侵入 | 1 |
| 建造物侵入 | 1 |
| 殺人未遂 | 1 |
| 常習累犯窃盜 | 16 |
| 窃盜 | 9 |
| 詐欺 | 4 |
| 器物損壊 | 2 |
| 覚醒剤取締法違反 | 1 |
| 計 | 36 |

※特別調整

高齢又は障がいのため、自立した生活が困難であって、かつ適当な帰住先のない者について、出所後の帰住先や必要な福祉サービス等の調整を行うもの。

出典 秋田保護観察所提供

第2章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

我が国の刑法犯の検挙人員は毎年減少しているものの、再犯者率は上昇しており、国および秋田県ではおよそ40%台後半で推移している。

本市では、再犯率が54%となっており、国および県よりも高くなっていることから、犯罪をした者等への支援が必要とされている。

また、本市の年齢別検挙人員では、65歳以上の割合が最も多く、全体の3分の1となっている。

このような状況の中、再犯の防止等の推進に関する法律が施行され、国で策定した再犯防止推進計画を勘案して、地方公共団体も推進計画を策定することが努力義務化されたことから、「秋田市再犯防止推進計画」を策定する。

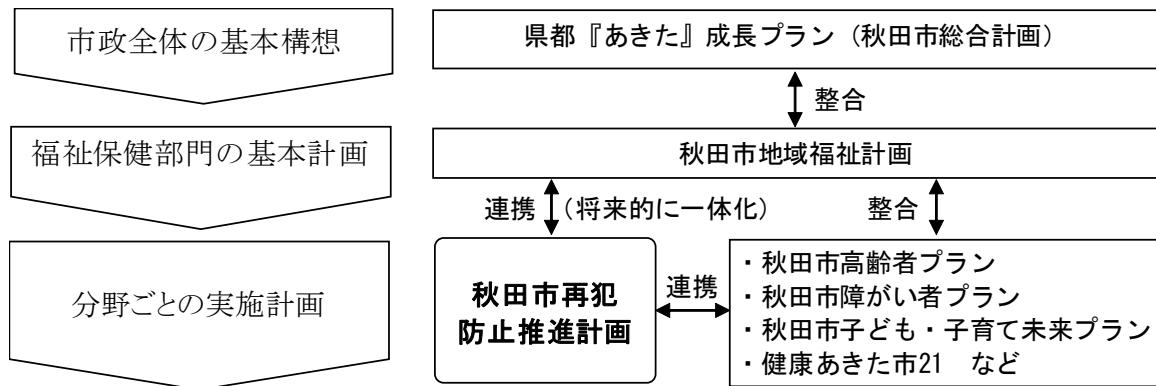
2 計画策定の目的

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がなく生活が困窮している者、薬物依存のある者、高齢で身寄りがない者、障がいを抱えている者など地域社会で生活する上で様々な問題を抱えている者が多く存在するため、地域における支援を包括的に提供する体制の整備が必要である。

このような状況を踏まえ、本計画に基づき犯罪をした者等が円滑に社会復帰できるよう適切な再犯防止策を講じることにより、市民が犯罪の被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指す。

3 計画の位置づけ

この計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づく地方再犯防止推進計画（都道府県および市町村に策定の努力義務）として策定する。また、国や秋田県の再犯防止推進計画を勘案するとともに、「秋田市地域福祉計画」など関連計画と整合・連携を図る。



4 計画の対象者

計画の対象者は、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設（刑務所、少年院等）出所者、非行少年もしくは非行少年だった者とする。

5 計画期間 令和3年度～令和5年度（3年間）

6 基本方針および重点課題

国・県の計画および市の実情を踏まえ、取組の方向性を記載することとする。

本市としては、高齢者や障がい者、生活困窮者に関する相談を実施しているほか、中核市として保健所を設置していること、協力雇用主に対する契約の優遇措置を講じていることなどを考慮し、4項目を重点課題に位置づける。

また、重点課題の下に、施策および取組を体系づける。

重点課題1 就労と住居の確保による支援

重点課題2 保健医療・福祉サービスの提供による支援

重点課題3 学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進

重点課題4 民間協力者等の活用の促進、広報・啓発活動の推進

7 施策体系一覧表

| 重点課題 | 施策 | 取組 |
|------------------------------|-------------------|---|
| 1 就労と住居の確保による支援 | (1) 就労の確保 | ①保護観察対象者の雇用 ②協力雇用主に対する入札参加資格審査での優遇措置 ③協力雇用主に対する総合評価落札方式での優遇措置 ④雇用促進、労働相談 ⑤生活困窮者等就職困難者への就労支援 |
| | (2) 住居の確保 | ①市営住宅への公平な入居機会の確保 ②セーフティネット住宅の登録促進 ③住居確保給付金の支給 |
| 2 保健医療・福祉サービスの提供による支援 | (1) 高齢者や障がい者等への支援 | ①福祉保健サービスの提供 ②精神保健福祉に関する相談 ③地域福祉計画との整合 |
| | (2) 薬物依存者への支援 | ①薬物乱用防止教育 ②精神保健福祉に関する相談（再掲） |
| 3 学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進 | (1) 修学支援 | ①スクールカウンセラーの配置 ②広域カウンセラーの派遣 ③心のふれあい相談会 |
| | (2) 非行防止 | ①少年の健全育成および非行防止 ②いじめ防止 ③薬物乱用防止教育（再掲） ④スクールカウンセラーの配置（再掲） ⑤広域カウンセラーの派遣（再掲） ⑥心のふれあい相談会（再掲） |
| 4 民間協力者等の活用の促進、広報・啓発活動の推進 | (1) 民間協力者等の活動促進 | ①更生支援に関する相談・取次ぎ等 ②地域や警察機関等と連携した防犯活動 ③保護司会等の活動支援 ④子どもの安全対策 |
| | (2) 広報・啓発活動の推進 | ①社会を明るくする運動への支援 ②犯罪被害者等への支援 |

8 計画の策定体制

計画策定に当たっては、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第7条に規定され、本市の社会福祉に関する事項を調査審議する法定機関「秋田市社会福祉審議会」において地域福祉の推進に関する事項を調査審議する「地域福祉専門分科会」を策定機関とし、作業を進めた。

また、庁内においても「秋田市再犯防止推進庁内連絡会」を設置し、計画策定に関する全庁的な調整を図った。

第3章 取組の内容

重点課題1 就労と住居の確保による支援

(1) 就労の確保

【現状と課題】

本市では、協力雇用主に対する入札参加資格審査および協力雇用主に対する総合評価落札方式での優遇措置などを講じている。

しかしながら、前科等があることにより、求職活動が円滑に進まない場合があること、いったん就職しても、必要な知識や社会人としてのマナーなどを身につけていないため、離職する場合があることなどの課題が生じている。

【取組（関係課所）】

| | |
|---|---|
| ①保護観察対象者の雇用 (人事課) | 安定した就労先と職業体験機会の提供を目的として、保護司会から推薦された保護観察対象者を選考のうえ、本市の会計年度任用職員として雇用する。 |
| ②協力雇用主に対する入札参加資格審査での優遇措置 (契約課) | 建設工事の入札参加資格がある建設業者が保護観察対象者等の協力雇用主として保護観察所に登録している場合又は保護観察対象者等を雇用している場合は、等級格付の加点対象とする。 |
| ③協力雇用主に対する総合評価落札方式での優遇措置 (契約課) | 秋田市総合評価落札方式で落札者を決定する際、価格以外の要素として、入札参加者が保護観察対象者等の協力雇用主として保護観察所に登録している場合又は保護観察対象者等を雇用している場合は、加点対象とする。 |
| ④雇用促進、労働相談 (企業立地雇用課) | ハローワーク求人情報（常用・パート）を市庁舎や市民サービスセンターに掲示し、最新の情報を提供する。 |
| ⑤生活困窮者等就職困難者への就労支援 (福祉総務課、保護第一課、保護第二課) | 生活困窮者自立支援制度又は生活保護制度において、ハローワークとの連携により就労に関する支援を行う。 |

(2) 住居の確保

【現状と課題】

本市には、更生保護法人秋田至仁会が運営する更生保護施設が整備され、宿泊場所の提供と自立支援に尽力している。

しかしながら、帰住できない者の割合が全国的に増加傾向にあることから、地域社会において安定した生活を送るため、引き続き、適切な帰住先の確保が重要である。

【取組（関係課所）】

| | |
|--------------------------|---|
| ①市営住宅への公平な入居機会の確保（住宅整備課） | 市営住宅が、一時的な居住先である更生保護施設や自立準備ホームから退所する際の選択肢の一つとして活用されるよう、公営住宅法に基づく公平な入居機会の確保に努める。 |
| ②セーフティネット住宅の登録促進（住宅整備課） | 保護観察対象者等を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録が、促進されるように努める。 |
| ③住居確保給付金の支給（福祉総務課） | 離職等から2年以内又はやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少した者に対して、住居確保給付金を支給し、住居と就労機会の確保に向けた支援を行う。 |

重点課題2 保健医療・福祉サービスの提供による支援

(1) 高齢者や障がい者等への支援

【現状と課題】

本市では、犯罪をした者等を含め、社会福祉施設への入所等の福祉サービスを円滑に利用できるよう、取り組んでいる。

しかしながら、本人が入所を希望しないことなどにより、社会福祉施設への適切な入所につながらない事態が生じている。

【取組（関係課所）】

| | |
|--------------------------------------|--|
| ①福祉保健サービスの提供 (障がい福祉課、長寿福祉課、介護保険課) | 福祉保健サービスは、犯罪をした者等を含め、個々の状態に応じて公平に受けることができるため、これまで以上に適切な支援を実施する。 |
| ②精神保健福祉に関する相談 (健康管理課) | 精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころの相談等を通じ、適切な医療や、福祉サービスの利用を支援する。 |
| ③地域福祉計画との整合 (福祉総務課) | 地域福祉計画の改定に際して、犯罪をした者等のうち、高齢者や障がい者等に関する支援を盛り込む。 また、地域福祉計画の取組にある、高齢者や障がい者等に対する見守り支援との連携を図る。 |

(2) 薬物依存者への支援

【現状と課題】

本市では、薬物乱用防止教育や精神保健サービスに関する相談に取り組んでいる。

しかしながら、薬物依存という性質上、各種取組を継続的に実施する必要がある。

【取組（関係課所）】

| | |
|---------------------------------|--|
| ①薬物乱用防止教育（学校教育課） | 薬物乱用の弊害やたばこ等の体への影響、その危険性について理解を深め、適切な行動選択と意思決定ができるよう、学校薬剤師や警察署職員、法務少年支援センター職員、税関職員、薬物乱用防止教育講師認定資格者や薬物乱用防止指導員から学ぶ活動を実施する。 |
| ②精神保健福祉に関する相談 ※再掲 (健康管理課) | 精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころの相談等を通じ、適切な医療や、福祉サービスの利用を支援する。 |

重点課題3 学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進

(1) 修学支援

【現状と課題】

現在では、ほとんどの者が高等学校に進学する状況の一方、少年院入院者28.9%、入所受刑者37.4%が、中学校卒業後に高等学校に進学していない。

本市としては、スクールカウンセラーによる悩み相談、適応指導教室「すくうるみらい」の専門相談員による学習支援などを実施している。

しかしながら、犯罪をした者等に対して、継続した学びや進学・復学のための支援を充実させることなどの課題がある。

【取組（関係課所）】

| | |
|---------------------------|---|
| ①スクールカウンセラーの配置 (学校教育課) | 教育相談体制の充実を図るために、中学校にスクールカウンセラーを配置する。【県事業】 |
| ②広域カウンセラーカーの派遣 (学校教育課) | 小学校でのカウンセリング等に対応するため、学校の依頼によりカウンセラーを派遣し、教育相談体制の一層の充実を図る。【県事業】 |
| ③心のふれあい相談会 (学校教育課) | 専門的な知識を有する臨床心理士との個別面談や、同じ悩みを抱える保護者同士が語り合う機会を設け、不登校または不登校傾向にある児童生徒の保護者を支援する。 |

(2) 非行防止

【現状と課題】

本市としては、少年の健全育成や非行防止、いじめ防止などの取り組みを進めている。

しかしながら、学校や地域における非行の未然防止に向けた取組を継続的に進めることなどの課題がある。

【取組（関係課所）】

| | |
|---|---|
| ①少年の健全育成 および非行防止（子ども未来センター・ 少年指導センター） | 少年指導委員による街頭巡回、広報啓発活動、環境浄化活動に取り組むほか、専任の相談員による相談に応じる。 |
| ②いじめ防止 (学校教育課) | 秋田市いじめ防止基本方針や、いじめ防止に関する関係機関と連携した秋田市の取組をリーフレットにまとめ、市立小・中・高等学校の全児童生徒および市民センター等に配布する。また、保護者や教員を対象に外部の専門家を講師とした講演会を開催する。 |
| ③薬物乱用防止教育※再掲 (学校教育課) | 薬物乱用の弊害やたばこ等の体への影響、その危険性について理解を深め、適切な行動選択と意思決定ができるよう、学校薬剤師や警察署職員、法務少年支援センター職員、税関職員、薬物乱用防止教育講師認定資格者や薬物乱用防止指導員から学ぶ活動を実施する。【県事業】 |
| ④スクールカウンセラーの配置※再掲 (学校教育課) | 教育相談体制の充実を図るために、中学校にスクールカウンセラーを配置する。【県事業】 |
| ⑤広域カウンセラーの派遣※再掲 (学校教育課) | 小学校でのカウンセリング等に対応するため、学校の依頼によりカウンセラーを派遣し、教育相談体制の一層の充実を図る【県事業】 |
| ⑥心のふれあい相談会※再掲 (学校教育課) | 専門的な知識を有する臨床心理士との個別面談や、同じ悩みを抱える保護者同士が語り合う機会を設け、不登校または不登校傾向にある児童生徒の保護者を支援する。 |

重点課題4 民間協力者等の活用の促進、広報・啓発活動の推進

(1) 民間協力者等の活動促進

【現状と課題】

本市においては、保護司候補者検討協議会への参画や補助金の交付といった、NPOやボランティア、各種団体などの民間の協力者に対して支援している。

しかしながら、保護司の高齢化が進んでいること、NPOやボランティア、各種団体の担い手が減少傾向にあることなどにより、民間協力者による再犯防止の活動促進に当たっては課題がある。

【取組（関係課所）】

| | |
|---------------------------------------|--|
| ①更生支援に関する相談・取次ぎ等 (福祉総務課) | 矯正施設や民間協力者等による再犯防止の活動促進のため、相談や手続の取り次ぎや情報提供を行う。 |
| ②地域や警察機関等と連携した防犯活動（生活総務課） | 自主的な防犯活動を実施している秋田市臨港・秋田市中央・秋田市東の3防犯協会に対して補助金を交付する。 |
| ③保護司会等の活動支援（福祉総務課、子ども未来センター・少年指導センター） | 犯罪予防活動などに取り組んでいる同会に関して、補助金を交付するとともに、市職員退職者に保護司等の就任を促進する機会を提供するなど、人材育成支援に取り組む。 |
| ④子どもの安全対策（学事課） | 多様な関係機関と連携し、地域社会全体で学校安全や子どもたちを見守る体制の整備に努める。 <ul style="list-style-type: none">・「秋田市児童生徒の防犯に関する連絡協議会」を開催し、市防犯協会や各警察、市PTA連合会、市小中学校長会などの関係機関と連携・学校敷地内における不審者に対する警戒と侵入を防止するため、全市立小学校に警備員を配置・学校や通学路で子どもたちを見守る学校安全ボランティア（スクールガード）の養成講習会を開催・「秋田っ子まもるメール」により、不審者等に関する情報を配信し、市民へ注意喚起 |

(2) 広報・啓発活動の推進

【現状と課題】

本市においては、社会を明るくする運動への支援など再犯防止に関する広報・啓発活動に努めてきた。

しかしながら、市民の理解と関心が十分に深まっていないほか、広報・啓発活動の際は、犯罪をした者等に犯罪の責任や被害者の心情を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえるなど、犯罪被害者等に配慮した取組を進める必要がある。

【取組（関係課所）】

| | |
|---|---|
| ①社会を明るくする運動への支援 (子ども未来センター・少年指導センター) | 再犯防止啓発月間（7月）に合わせて秋田市推進委員会を組織し、様々なPR活動に取り組む。 |
| ②犯罪被害者等への支援 (市民相談センター) | <ul style="list-style-type: none">・犯罪被害者等支援に係る総合的な窓口を設置し、一元化を図る。・各種啓発活動等の情報を積極的に発信し、犯罪被害者等支援について周知啓発を図る。 |

第4章 計画の推進体制

1 推進体制

計画の推進に当たっては、国、秋田県および民間団体等と連携・協力しながら、再犯防止等に関する各種施策に取り組む。

2 進行管理

計画の進行管理については、秋田市再犯防止推進庁内連絡会が全庁的な調整を図り施策に取り組む。また、秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会が、取組の進捗状況を点検・評価し、その結果を市ホームページなどで公表するとともに、適宜取組の見直しを行う。

第5章 資料編

1 計画の策定経過 ※変更の可能性あり

令和2年

5月 第1回秋田市社会福祉審議会全体会（諮問）※書面開催

7月 第1回秋田市再犯防止推進庁内連絡会（現状・課題の把握、骨子案審議）

8月 第1回秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会（現状・課題の把握、骨子案審議）

10月 第2回秋田市再犯防止推進庁内連絡会（素案審議）

10月 第2回秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会（素案審議）

12月 令和2年11月市議会定例会厚生委員会（素案報告）

12月 パブリックコメント（意見聴取）

令和3年

1月 第3回秋田市再犯防止推進庁内連絡会（成案審議）

1月 第3回秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会（成案審議）

2月 第2回秋田市社会福祉審議会全体会（成案審議・答申）

3月 令和3年2月市議会定例会厚生委員会（計画報告）

3月 計画公表

2 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月14日法律第104号）

※抜粋

（国等の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第24条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

3 秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿

| No. | 氏 名 | 団 体 名 | 職名 | 備 考 |
|-----|--------|-----------------------------|---------|-------------|
| 1 | 原 義 彦 | 国立大学法人秋田大学大学院 教育学研究科 | 教授 | 専門分科 会長 |
| 2 | 黒崎 義雄 | 社会福祉法人秋田市社会福祉協 議会 | 会長 | 副専門分 科会長 |
| 3 | 阿部 一哉 | 秋田市老人福祉施設連絡協議会 | 会長 | |
| 4 | 上村 清正 | 秋田市保育協議会 | 副会長 | |
| 5 | 宇佐見 昭一 | 中央地域づくり協議会 | 会長 | |
| 6 | 遠藤 善衛 | 秋田市ボランティア連絡協議会 | 会長 | |
| 7 | 尾野 恭一 | 国立大学法人秋田大学医学部 | 学部長 | |
| 8 | 進藤 香代子 | 秋田県知的障害者福祉協会 | 監事 | |
| 9 | 船木 孔 | 秋田市地域包括・在宅介護支援 センター連絡協議会 | 幹事 | |
| 10 | 三浦 喜美子 | 秋田市民生児童委員協議会 | 会長 | |
| 11 | 蓬田 興信 | 社会福祉法人グリーンローズ | 業務執行理事 | |
| 12 | 渡邊 剛 | 秋田経済同友会 | 常任幹事 | |
| 13 | 宇佐美 勝彦 | 秋田少年鑑別所 | 庶務課長 | 臨時委員 |
| 14 | 加藤 忠輔 | 更生保護法人秋田至仁会 | 理事長 | 臨時委員 |
| 15 | 黒澤 範宗 | 秋田刑務所 | 首席矯正処遇官 | 臨時委員 |
| 16 | 白石 敏春 | 秋田地方検察庁 | 副検事 | 臨時委員 |
| 17 | 畠山 清寿 | 秋田保護観察所 | 企画調整課長 | 臨時委員 |
| 18 | 柳沢 和子 | 秋田地区保護司会 | 会長 | 臨時委員 |

4 秋田市再犯防止推進庁内連絡会設置要綱

令和2年7月3日
市長 決裁

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）の規定に伴い、本市における再犯防止の推進を図るため、秋田市再犯防止推進庁内連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 連絡会の所管事務は、次の各号に掲げる事項に関し、庁内の連絡および調整を図ることとする。

- (1) 再犯防止推進に関する施策および事業の実施に関すること。
- (2) 再犯防止推進計画の策定に関すること。
- (3) 再犯防止推進計画の進行管理および見直し等に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、再犯防止推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 連絡会は、会長、副会長および委員をもって組織する。

2 会長、副会長および委員は、次の職にある者をもって充てる。

- (1) 会長 福祉保健部次長
- (2) 副会長 福祉総務課長
- (3) 委員 人事課長、契約課長、生活総務課長、市民相談センター所長、障がい福祉課長、長寿福祉課長、保護第一課長、保護第二課長、介護保険課長、健康管理課長、子ども未来センター所長、企業立地雇用課長、住宅整備課長、学事課長、学校教育課長

3 会長が必要と認めたときは、連絡会に臨時の委員を置くことができる。

(会長および副会長)

第4条 会長は、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、その職務を代理する。

(連絡会)

第5条 連絡会は、会長が招集し、その議長となる。

2 前項の規定にもかかわらず、緊急その他やむを得ない事情のある場合は、文書その他の方法により、会議の議事を行うことができる。

(事務局)

第6条 連絡会の事務局は、福祉総務課地域福祉推進室に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月3日から施行する。

5 用語集

| | | |
|---|-----------------|--|
| い | 入口支援（↔ 出口支援） | 被疑者・被告人段階の者（起訴猶予や執行猶予等で矯正施設に入所しない者）に対する社会復帰支援のこと。 |
| か | 仮釈放 | 矯正施設に収容されている人に更生の機会を与え、円滑な社会復帰を図ることを目的に収容期間満了前に仮に釈放すること。仮釈放期間中は保護観察に付される。 |
| き | 起訴猶予（≠ 執行猶予） | 不起訴処分のうち、犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯罪の輕重および情状ならびに犯罪後の情況等により訴追（検察官が公訴を提起）しないこと。 |
| | 協力雇用主 | 犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない保護観察又は更生緊急保護の対象者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主のこと。 |
| | 矯正施設 | 犯罪をした人や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設のこと。法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所および婦人補導院をいう。市内には、秋田刑務所および秋田少年鑑別所がある。 |
| け | 刑事司法手続 | 犯罪をした者等に対する、検察、裁判、矯正および更生保護までの一連の手續のこと。 |
| | 刑法犯 | 刑法、暴力行為等処罰法、組織犯罪処罰法等に規定される犯罪のこと。 |
| | 刑務所 | 受刑者を収容し、処遇を行う施設のことで、県内には秋田刑務所がある。 |
| こ | 更生保護 | 犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助ける取組のこと。 |
| | 更生保護サポートセンター | 保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点のこと。経験豊富な「企画調整保護司」が常駐し、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を実施しており、市内には秋田市文化会館内に設置している。 |

| | | |
|---|-------------|---|
| こ | 更生保護施設 | 保護観察所が、宿泊場所や食事の供与、就職援助、生活指導等を委託する宿泊施設のこと。法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人等が設置し、市内には、更生保護法人秋田至仁会の施設がある。 |
| | 更生保護法人 | 更生保護事業を営むことを目的として、更生保護事業法の定めるところにより、法務大臣の認可を受け設立された法人のこと。市内には、秋田至仁会および秋田県更生保護援護協会がある。 |
| し | 執行猶予（≠起訴猶予） | 判決で刑を言い渡すにあたり、犯人の犯情を考慮して、刑の執行を一定期間猶予し、その期間内に刑事事件を起こさず経過したときは刑の言い渡しの効力を消滅させる制度のこと。 |
| | 社会を明るくする運動 | すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動のこと。 |
| | 住宅確保要配慮者 | 低額所得者、被災者、高齢者、障がいのある人等、住宅の確保に特に配慮を要する者のこと。省令により、要配慮者には「保護観察対象者等」が含まれる。 |
| | 少年院 | 家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う機関のこと。東北では、盛岡少年院および東北少年院（分院の青葉女子学園を含む）がある。 |
| | 少年鑑別所 | 専門的知識および技術に基づいた鑑別、家庭裁判所の決定により収容している者に対する処遇、地域社会における非行および犯罪の防止に関する援助を行うことを目的とする機関のこと。東北地方では、各県1庁（支所を含む）ずつ設置している。 |
| す | スクールカウンセラー | 児童生徒の臨床心理に関して専門的知識や経験を有し、学校において、児童生徒や保護者へのカウンセリングなどを行う専門家のこと。 |

| | | |
|---|--------------------------|--|
| す | スクールソーシャルワーカー | 社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの活用により、問題を抱える児童生徒への支援を行う専門家のこと。 |
| せ | 生活環境調整 | 矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰に必要な生活環境を整えること。保護観察官や保護司が連携して行う。 |
| | 生活困窮者自立支援制度 | 生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、生活保護に至る前の段階での自立に向けた包括的な支援を行う制度のこと。 |
| | 前科・前歴 | 一般的に、「前科」は有罪判決により刑が言い渡された事実、「前歴」は警察や検察などの捜査機関により被疑者として捜査の対象となった事実のこと。 |
| | セーフティネット住宅（住宅セーフティネット制度） | 住宅確保要配慮者に対する支援制度である住宅セーフティネット制度により、住宅確保要配慮者の入居を拒まないものとして登録した住宅のこと。 |
| ち | 地方検察庁 | 法務省に置かれる特別の機関であり、検察官の行う事務を統括するところのこと。 |
| で | 出口支援（↔ 入口支援） | 刑務所や少年院といった矯正施設を出所する者に対する社会復帰支援のこと。 |
| と | 特別調整 | 高齢又は障がいを有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者や少年院在院者が、釈放後速やかに適切な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるよう、矯正施設や保護観察所、地域生活定着支援センターが行う出所後の生活環境を調整すること。 |
| ば | 罰金・科料 | 1万円以上（罰金）又は千円以上1万円未満（科料）の納付を科される刑罰のこと。「科料」は行政罰の「過料」と異なる。 |

| | | |
|---|------------|--|
| ひ | 被疑者・被告人 | 被疑者は、警察や検察などの捜査機関から犯罪の疑いをかけられ捜査の対象となっているが、まだ起訴されていない者のこと。被告人は、捜査機関によって犯罪の疑いをかけられ、検察官から起訴された者のこと。 |
| | 非行少年 | <p>次の3つに区分される者のこと。</p> <p>(1) 犯罪少年（14歳以上で罪を犯した少年）</p> <p>(2) 触法少年（14歳未満で犯罪行為をした少年。14歳未満の少年については刑事責任を問わない）</p> <p>(3) ぐ犯少年（保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれがあると認められる少年）</p> |
| ほ | 法務少年支援センター | 少年鑑別所が、少年非行等に関するノウハウなどを活用して、地域社会における非行および犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動の支援等を行う際に使用する名称のこと。 |
| | 保護観察 | 犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中で更生するよう、法律や裁判等で定められた期間、保護観察官および保護司による指導・支援を行うこと。 |
| | 保護観察所 | 保護観察、生活環境の更生、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動等を行う機関のこと。 |
| | 保護司 | 犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員のこと。市内では、計152人が委嘱されている（令和2年4月1日現在）。 |
| ま | 満期釈放 | 仮釈放にならず、全ての刑期を満了して釈放されること。 |